

岩手県監査委員告示第4号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月13日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和4年7月8日
 - (2) 本監査実施日 令和4年8月30日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年10月7日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生活保護費返還金の管理に当たり、債権保全手続に不適切なものが14件、4,139,979円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和3年度に時効が成立した債権については、不納欠損の手続を進めている。 このことを踏まえ、再発防止策として債権管理マニュアル等を活用した研修を実施し、適切な債権保全に係る取組等を組織内で共有した。 今後は、全ての返還金等の調査・整理を行った上で、債権管理マニュアルに基づき督促状・催告書の送付や家庭訪問等による納入指導を行うなど、適切な債権保全に取り組むこととした。